第一条中第三十号を第三十一号とし、第二十号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（五―フルオロペンチル）―一H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表中一―（二―フルオロフェニル）プロパン―二―アミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

一―（三―フルオロフェニル）プロパン―二―アミン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）